

上尾市告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金を賦課しようとするので、上尾市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年上尾市条例第46号）第8条の規定により、令和7年度内に当該受益者負担金を賦課しようとする区域を次のように定め、これを公告する。

令和8年 3月19日

上尾市長 畠山 稔

令和7年度内に都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金を賦課しようとする区域

上尾市大字瓦葺字稻荷宮田2253番

上尾市大字瓦葺字稻荷宮田2254番1